

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【公表番号】特表2016-513738(P2016-513738A)

【公表日】平成28年5月16日(2016.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2016-029

【出願番号】特願2016-502913(P2016-502913)

【国際特許分類】

| | | |
|---------|-------|-----------|
| A 6 1 K | 31/77 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 1/04 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 15/12 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 19/08 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 19/10 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 31/00 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 37/02 | (2006.01) |

【F I】

| | |
|---------|-------|
| A 6 1 K | 31/77 |
| A 6 1 P | 1/04 |
| A 6 1 P | 15/12 |
| A 6 1 P | 19/08 |
| A 6 1 P | 19/10 |
| A 6 1 P | 31/00 |
| A 6 1 P | 37/02 |

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月13日(2017.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨障害を発症するリスクのある動物を処置するための組成物であって、有効用量のポリエチレングリコールを包含する、組成物。

【請求項2】

胃腸障害を発症するリスクのある動物を処置するための組成物であって、有効用量のポリエチレングリコールを包含する、組成物。

【請求項3】

前記動物が、イヌ、ネコ、ウマ、ヒツジ、ヤギ、ウシ、ブタ、鶏、シチメンチョウ、およびヒトからなる群より選択される、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

異常状態は、炎症性腸疾患、潰瘍性大腸炎、閉経期、男性更年期、性腺機能低下症、骨減少症、骨粗鬆症、慢性感染症、および免疫学的ストレスからなる群より選択される、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項5】

前記有効用量は経口投与される、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項6】

前記有効用量は直腸投与される、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項 7】

前記有効用量は注入により腸に直接投与される、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記有効用量は外科的灌注により腸に直接投与される、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 9】

前記有効用量は骨形成を増大させるのに十分である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記有効用量は骨吸収を減少させるのに十分である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 11】

前記有効用量は骨形成を増大させ且つ骨吸収を減少させるのに十分である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 12】

前記有効用量は成長能力を増大させるのに十分である、請求項 2 に記載の組成物。

【請求項 13】

前記有効用量は細菌負荷を減少させるのに十分である、請求項 2 に記載の組成物。

【請求項 14】

前記有効用量は成長能力を増大させ且つ細菌負荷を減少させるのに十分である、請求項 2 に記載の組成物。

【請求項 15】

前記ポリエチレンは少なくとも 3 , 500 ダルトンの平均分子量を有する、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 16】

前記ポリエチレングリコールは少なくとも 8 , 000 ダルトンの平均分子量を有する、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 17】

前記ポリエチレングリコールは少なくとも 15 , 000 ダルトンの平均分子量を有する、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 18】

前記ポリエチレングリコールは M D Y - 1001 である、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 19】

骨障害を発症するリスクのある動物を処置するための有効用量のポリエチレングリコールを備えたキット。

【請求項 20】

胃腸障害を発症するリスクのある動物を処置するための有効用量のポリエチレングリコールを備えたキット。

【請求項 21】

前記ポリエチレングリコールは少なくとも 3 , 500 ダルトンの平均分子量を有する、請求項 19 または 20 に記載のキット。

【請求項 22】

前記ポリエチレングリコールは少なくとも 8 , 000 ダルトンの平均分子量を有する、請求項 19 または 20 に記載のキット。

【請求項 23】

前記ポリエチレングリコールは少なくとも 15 , 000 ダルトンの平均分子量を有する、請求項 19 または 20 に記載のキット。

【請求項 24】

前記ポリエチレングリコールは M D Y - 1001 である、請求項 19 または 20 に記載のキット。

【請求項 25】

前記用量を、必要とする動物に送達するための手段を備える、請求項 19 または 20 に記載のキット。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

本発明の他の特徴および利点は、図面および実施例を含む以下の詳細な説明を参照することによってより良く理解されるであろう。

本発明の実施形態において、例えば以下の項目が提供される。

(項目 1)

骨障害を発症するリスクのある動物を処置するための方法であって、有効用量のポリエチレングリコールを、処置を必要とする動物に投与することを包含する、方法。

(項目 2)

胃腸障害を発症するリスクのある動物を処置するための方法であって、有効用量のポリエチレングリコールを、処置を必要とする動物に投与することを包含する、方法。

(項目 3)

前記動物が、イヌ、ネコ、ウマ、ヒツジ、ヤギ、ウシ、ブタ、鶏、シチメンチョウ、およびヒトからなる群より選択される、項目 1 または 2 に記載の方法。

(項目 4)

異常状態は、炎症性腸疾患、潰瘍性大腸炎、閉経期、男性更年期、性腺機能低下症、骨減少症、骨粗鬆症、慢性感染症、および免疫学的ストレスからなる群より選択される、項目 1 または 2 に記載の方法。

(項目 5)

前記有効用量は経口投与される、項目 1 または 2 に記載の方法。

(項目 6)

前記有効用量は直腸投与される、項目 1 または 2 に記載の方法。

(項目 7)

前記有効用量は注入により腸に直接投与される、項目 1 または 2 に記載の方法。

(項目 8)

前記有効用量は外科的灌注により腸に直接投与される、項目 1 または 2 に記載の方法。

(項目 9)

前記有効用量は骨形成を増大させるのに十分である、項目 1 に記載の方法。

(項目 10)

前記有効用量は骨吸収を減少させるのに十分である、項目 1 に記載の方法。

(項目 11)

前記有効用量は骨形成を増大させ且つ骨吸収を減少させるのに十分である、項目 1 に記載の方法。

(項目 12)

前記有効用量は成長能力を増大させるのに十分である、項目 2 に記載の方法。

(項目 13)

前記有効用量は細菌負荷を減少させるのに十分である、項目 2 に記載の方法。

(項目 14)

前記有効用量は成長能力を増大させ且つ細菌負荷を減少させるのに十分である、項目 2 に記載の方法。

(項目 15)

前記ポリエチレンは少なくとも 3,500 ダルトンの平均分子量を有する、項目 1 または 2 に記載の方法。

(項目16)

前記ポリエチレングリコールは少なくとも8,000ダルトンの平均分子量を有する、項目1または2に記載の方法。

(項目17)

前記ポリエチレングリコールは少なくとも15,000ダルトンの平均分子量を有する、項目1または2に記載の方法。

(項目18)

前記ポリエチレングリコールはMDY-1001である、項目1または2に記載の方法。

(項目19)

骨障害を発症するリスクのある動物を処置するための有効用量のポリエチレングリコールを備えたキット。

(項目20)

胃腸障害を発症するリスクのある動物を処置するための有効用量のポリエチレングリコールを備えたキット。

(項目21)

前記ポリエチレングリコールは少なくとも3,500ダルトンの平均分子量を有する、項目19または20に記載のキット。

(項目22)

前記ポリエチレングリコールは少なくとも8,000ダルトンの平均分子量を有する、項目19または20に記載のキット。

(項目23)

前記ポリエチレングリコールは少なくとも15,000ダルトンの平均分子量を有する、項目19または20に記載のキット。

(項目24)

前記ポリエチレングリコールはMDY-1001である、項目19または20に記載のキット。

(項目25)

前記用量を、必要とする動物に送達するための手段を備える、項目19または20に記載のキット。